入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び阿賀野市財務規則(平成16年阿賀野市規則第55号。以下「規則」という。)第142条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年11月2日

阿賀野市長 田中 清善

1 入札に付する概要

(1)	番			号	財第1号
(2)	件			名	RPAソフトウェアライセンス使用契約
(3)	納	入	場	所	岡山町10-15
(4)	使	用	期	間	令和3年12月1日から令和4年11月30日
(5)	概			要	仕様書のとおり

2 入札参加資格要件

(1)	業			種	令和3・4年度 阿賀野市入札参加資格者名簿の「リース-コンピュータ機器」に登載 されている者				
(2)	地	域	要	件	新潟県内に主又は従たる営業所を有する者				
(3)	施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること								
	1	申請日から入札日までの間で、新潟県又は阿賀野市から指名停止を受けている者							
	2	会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされている者							
	3	民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされている者							
	4	自社又は自社の役員等(営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。)が、阿賀野市 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者若しくは社会的に非難されるべき関係を有 している者							

3 入札参加資格審査申請書の提出 【入札に参加しようとする者は、必ず提出してください。】

(1)	申請提出期限	令 和 3 年 11 月 8 日 午後3時まで(土日、祝日は除く。)
	提出場所	阿賀野市役所3階 総務部管財課(阿賀野市岡山町10番15号)
(2)	提出書類	一般競争入札参加申請書 https://www.citv.agano.niigata.ip/soshiki/kanzaika/nvusatsu keivaku/2 1/1748.html
(3)	参加資格の 審査結果通知	参加資格を有しないと決定した者へ、 令和3年11月8日 午後5時までに通知する。

4 入札に関する事項

(1)	入 札 方 法	制限付一般競争
		令和3年11月11日 (木) 午前9:00~(予定)
	入 札 執 行 日	入札時刻の詳細は 11月8日までに 阿賀野市ホームヘ゜ーシ'(下記URL)へ掲載します。 必ずご確認ください。
(2)		https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/kanzaika/nyusatsu_keiyaku/3025.html
		阿賀野市競争入札執行事務要領8の(4)のとおり入札書を提出しない者は入札を辞退したものとします。
	入札執行場所	阿賀野市役所隣 水原保健センター2階 研修室 (阿賀野市岡山町10番15号)
(3)	質 問 締 切	令 和 3 年 11 月 8 日 午後3時まで
(3)	質 問 提 出 先	企画財政課 <u>kikaku-digital@city.agano.niigata.ip</u> (様式不問)
(4)	回答最終日	令 和 3 年 11 月 9 日 午後5時までにホームページにて回答します。
(5)	最低制限価格制度	適用しない。
(6)	入札保証金	免除します。
(7)	入 札 回 数	再入札を含め2回とする。 (初度の入札で落札が決定しないときは、直ちに再入札を行います。)

5 入札時提出書類

(1)	入	札	書	① 入札書は、封かん封印し提出してください。 ② 入札書に記載する金額は、消費税法の課税業者、免税業者を問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。 ※入札書には総額(税抜)を記載すること。
(2)	内	訳	書	不要
(3)	入札者を確認する書類			代表者本人が入札するときは、名刺を提出してください。 代理人が入札するときは、委任状を提出してください。

6 契約条件

(1)	契約保証金	免 除
(2)	契約書の作成	契約の相手方が決定したときは、規則第130条及び第130条の2に基づき契約書を取り交わすものとする。
(3)	前 払 金	できない
(4)	中間前払金	できない
(5)	部 分 払	できない
(6)	支払の条件	納入物品等の代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。
(7)	議会の承認	議会の承認案件でない。
(8)	特 記 事 項	この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び阿賀野市長期継続契約を契約することが契約を定める条例に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の属する年度(履行開始年度)の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳出予算において減額又は削除があった場合、市は、この契約を変更し、又は解除することができます。この場合において、受注者に損害が発生したときは、市は、受注者に対して損害賠償の責めを負います。この場合における賠償額は、市と受注者が協議して定めるものとします。

※落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合、その落札は効力を失い、損害賠償金として当該入札の契約額となった金額の100分の5を阿賀野市に納付しなければならないものとします。

この公告・阿賀野市ホームページ・契約等に関する問い合わせ先 阿賀野市役所 (〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号) 総務部 管財課 入札契約係 (Tu 0250-62-2525)